

議 第 15 号

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの健康影響  
に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により  
提出します。

平成24年6月15日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者	茨城県議会議員	海野	透
	同	葉梨	衛
	同	西條	昌良
	同	白田	信夫
	同	菊池	敏行
	同	福地	源一郎
	同	長谷川	修平
	同	江田	隆記
	同	井手	義弘

議 第 号

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの健康影響  
に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により  
提出します。

平成24年6月 日

茨城県議会議長 磯 崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海 野 透

同 葉 梨 衛

同 西 條 昌 良

同 白 田 信 夫

同 菊 池 敏 行

同 福 地 源一郎

同 長谷川 修 平

同 江 田 隆 記

同 井 手 義 弘

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの影響に関する健康影響  
に関する意見書（案）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故は、大量の放射性物質を外部に放出し、食品、水道水、大気、海水、土壌等に拡散した。事故発生からすでに1年3ヶ月が経った現在もなお、通常時と比べて高い放射線が福島県のみならず、広範囲にわたり観測されている。

このような状況が長期間続いていることから、放射線被ばくによる住民の健康影響調査に関する対応方針を早急に策定することが求められているところである。

現在まで、放射線の健康影響調査については各自治体がそれぞれの判断や手法で対応してきているが、本来、国が基準や方針を示し、系統だてて実施すべきものである。

よって、政府及び国会においては、誰もが安心して暮らすことができるよう、下記の項目の早期実現について強く要望する。

記

- 1 放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を早急に示すこと。
- 2 健康影響調査の実施の際には、各自治体と連携し、国が直接実施する体制を構築するとともに、関係自治体に負担を生じさせないよう、国の責任において万全の財政措置を講ずること。
- 3 放射線・放射性物質の人体影響、放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図るなど、不安解消に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- 4 原子力の安全規制を一元的に担う原子力規制庁を早期に発足させるとともに、早急に事故初期段階からの内部被ばく線量を推計し、健康リスクの評価を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
内閣官房長官